

10月1日～

水痘と高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種に追加されました

予防接種法の改正により、10月1日から水痘と高齢者肺炎球菌が定期接種に追加され、水痘は無料、高齢者肺炎球菌は自己負担5,500円で接種できるようになりました。

また、今年度の高齢者インフルエンザ予防接種も10月から始まります。接種を希望する方は指定医療機関で接種してください。

水痘ワクチン

～1歳を迎えたら、早めの接種を～



●水痘ってどんな病気？

一般的に「みずぼうそう」と呼ばれていますが、水痘帯状疱疹ウイルスによる感染症です。症状は、赤い発疹から水疱になり、カサバタになって自然にはがれていきます。約1週間程度で治りますが、重症化することもあります。

●対象者と受け方

対象者	回数	実施期間と接種間隔
1歳～3歳未満	2回	・10月1日～通年接種 ・初回接種後、6～12カ月の間隔をあけて2回目接種
3歳～5歳未満 ※特例措置	1回	10月1日～平成27年3月31日

※すでにかかった方や2回接種した方は受けられません。
※3歳～5歳未満の人は早めに接種してください。

高齢者肺炎球菌ワクチン



●肺炎球菌って何？

現在、死因の第3位となっている肺炎（平成25年厚生労働省死因順位）をひき起こす菌です。そのほか慢性気道感染症、中耳炎、副鼻腔炎、敗血症、髄膜炎などの原因にもなります。

対象者

- ①平成26年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
- ②101歳以上の方（平成26年度限り）
- ③60歳以上65歳未満で心臓などの機能や免疫の機能に障がいがある方

※すでに接種したことがある方は対象外

接種回数 1回

自己負担 5,500円（生活保護世帯は無料）

持ち物 予診票、自己負担金

その他 接種希望の方には予診票を送付しますので保健センターにお申し込みください。
（65歳・70歳の方には予診票を郵送しています）

※定期予防接種により、万が一健康被害が発生した場合は、予防接種健康被害救済制度が適用されます。

高齢者インフルエンザ予防接種について

インフルエンザの流行時期が近づいてきました。接種を希望する方は、かかりつけ医などに相談の上、接種してください。

- ◇対象者 昭和25年1月31日までに生まれた方
- ◇接種期間 10月1日(水)～平成27年1月31日(土)
- ◇自己負担金 2,000円
- ◇持ち物 予診票・自己負担金

対象者には、9月に必要書類を郵送しています。10月以降に65歳になる方は、誕生日前月に必要書類を郵送します。

その場合、接種は65歳の誕生日を迎えてから行ってください。

※生活保護世帯の方は、接種費用が免除されます。

●平成26年度限り

定期接種対象以外の方も接種費用を助成します

平成23年度から実施していた任意接種助成は、ワクチンの定期接種化に伴い、**平成26年度（平成27年3月31日）で終了します**。希望する方は、早めに接種してください。

対象者 70歳以上の定期接種対象者以外の方
※すでに肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外

接種回数 1回

自己負担 接種料金（医療機関により異なる）から市の助成3,000円を引いた額（生活保護世帯は無料）

持ち物 自己負担金、健康保険証、印鑑

その他 助成申請書・予診票は、指定医療機関窓口にあります。

予防接種は、病気を予防し、かかったとしても症状を軽くする効果があります。対象年齢の方は、予防接種を受けて自分の健康を守りましょう！